

# EU一般データ保護規則(GDPR)、米国・アジア各国の個人情報保護法制の動向を踏まえた 個人情報保護、データ移転をめぐるグローバル対応の実務

～GDPR発効で日本企業が直面する課題と対応策、日本本社と現地法人との情報のやりとりに関する法的対応等～

●日 時● 2018年 4月 6日(金) 13:00～17:00

●会 場● 東京・麹町『企業研究会セミナールーム』

講 師

牛島総合法律事務所 パートナー弁護士 影島 広泰 氏

【略歴】一橋大学法学部卒業、03年弁護士登録、牛島総合法律事務所入所。ITシステム・ソフトウェアの開発・運用、個人情報・プライバシー、ネット上のサービスや紛争に関する案件を中心に活躍中。実務視点のわかり易い講義に定評がある。日本経済新聞社「企業が選ぶ弁護士ランキング」2015年情報管理部門において、企業が選ぶランキング3位、総合ランキング2位。裁判所ウェブサイトで公開された最新判例の判決文を自動的に分析してTwitterに投稿するBot(プログラム)を提供(@kageshima)。約20万ダウンロードのiPhone/iPad人気アプリ「e六法」開発者。情報化推進国民会議本委員会委員。「企業・団体のためのマイナンバー制度への実務対応」(清文社)、「マイナンバー法(番号法)に伴う業務・システム変更の実務」(ビジネスロー・ジャーナル 2014年10月号)、「情報漏洩事案の類型別 分析と対策」(月刊ザ・ローヤーズ 2014年5月号(ILS出版)等、著書・論文多数。

## ◆ 開催にあたって

2018年5月発効の「EUの一般データ保護規則(GDPR)」には、個人データの処理と移転に関する義務・規定違反への高額な課徴金があり、特にEU域内に事業拠点がなくても適用される「域外移転」を厳しく規制していることから、拠点の有無に関わらず、EUに商品やサービスを提供する全ての企業にとって対応が求められます。

本講座では、GDPRについて日本企業が直面し得る具体的な課題への対応策(=何をどこまで対応すべきか)を解説すると共に、米国・アジア各国の個人情報保護法制の概要と動向、日本法(改正個人情報保護法)24条への対応等も含め、個人情報保護及びデータ移転をめぐるグローバル対応の実務について検証していきます。

《詳細は裏面をご覧ください》

## ●受講料● 1名(税込み、資料代含む)

正会員	33,480円	本体価格 31,000円
一般	36,720円	本体価格 34,000円

●正会員の登録の有無など、よくあるご質問(FAQ)は、当会ホームページでご確認いただけます。

(〔TOP〕→〔公開セミナー〕→〔よくあるご質問〕)

●お申込み後(開催日1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

●お申込後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願い致します。

●最少催行人数に満たない場合ほか、諸般の事情により開催を中止させていただく場合もございます。

●本申込書をFAXでお送りいただく際は、ご使用のFAX機の使用法(0発信の有無など)をご確認の上、番号をお間違えないようご注意ください。

一般社団法人企業研究会

担当：上島 E-mail kamijima@bri.or.jp

〒102-0083

東京都千代田区麹町5-7-2 麹町 M-SQUARE 2F

TEL 03-5215-3516/FAX 03-5215-0951

申込方法 ホームページからのお申込みが便利です。https://www.bri.or.jp

企業研究会セミナー

検索

\*セミナーの最新情報もご覧いただけます。

181356-0302(※)		2018.04.06	
申込書 【追加開催】 個人情報保護、データ移転をめぐるグローバル対応の実務			
会社名	フリガナ		
住所	〒		
TEL		FAX	
ご氏名	フリガナ	所属 役職	
Eメール			

【個人情報の利用目的】お客様の個人情報は、お申込受付後のご連絡やご請求等を行うため、また、ダイレクトメールの発送等、当会主催の各種事業をご案内するために利用させていただきます。

# EU一般データ保護規則(GDPR)、米国・アジア各国の個人情報保護法制の動向を踏まえた 個人情報保護、データ移転をめぐるグローバル対応の実務

～GDPR発効で日本企業が直面する課題と対応策、日本本社と現地法人との情報のやりとりに関する法的対応等～

## ● プログラム ●

■講師 牛島総合法律事務所 パートナー弁護士 影島 広泰 氏

13:00

1. 国際的なプライバシー保護法制の全体像(OECD、APEC、EU、米国、日本)
2. EUデータ保護指令(現行法)の概要と規制内容
3. EU一般データ保護規則(GDPR/2018年5月発効)の概要と規制内容
  - (1) EU一般データ保護規則(GDPR)の全体像
  - (2) 域外適用
    - ・「サービスを提供する(意図が明白である)場合」とは何を指すか
    - ・「EU域内のデータ主体の行動の監視」に該当するか否か、どう判断するか
    - ・モデルケース:日系の製造業(BtoB、EUに販社の現地法人あり)の日本法人に域外適用はあるか
    - ・域外適用がある場合の代理人選任義務
  - (3)「個人データの処理」に関する諸原則
    - ・個人データの定義、EUデータ保護指令と異なる「完全性及び機密性の原則」
    - ・EUデータ保護指令より厳しい「同意」の定義と条件、情報社会サービスに関する「子供の同意」
  - (4) データ主体からの収集に際しての情報提供義務
  - (5) データ主体の権利
  - (6) 管理者の義務
    - ・管理者の責任、処理者(＝クラウド事業者・データサーバ事業者)との契約内容に盛り込むべき事項
    - ・処理活動の記録義務、処理の安全性確保に向けた適切な技術的及び組織的な施策例としての「仮名化」
    - ・個人データ侵害時の通知義務、データ保護影響評価(DPIA)及び事前相談、データ保護担当者(DPO)の任命義務
  - (7) 処理者の義務
  - (8) 日本へのデータ移転(2018年5月までに求められる域外移転への対応)
    - ・そもそも「移転」とは何を指すか(データを閲覧するだけで「移転」になるのか)
    - ・適切な安全措置としての拘束的企業準則(BCR)、標準データ保護条項(SSC)の利用
    - ・EU域外への移転が認められる特定の状況における例外
    - ・EU域外データサーバ、米国企業のデータサーバを利用するケースの留意点
  - (9) 課徴金(各種義務・規定違反で生じる高額な課徴金、課徴金の有無、金額を決める要素)
4. 米国の個人情報保護法制の概要と動向
  - (1) 連邦取引委員会(FTC)によるエンフォースメント(FTCの権限と問題とされた行為)
  - (2) 消費者プライバシー権利章典における「透明性」の日本との比較
  - (3) 今後の方向性(「消費者プライバシー権利法」の原案のポイント)
  - (4) EUとの関係
5. アジア各国の個人情報保護法制の概要と動向
  - (1) 中国のインターネット安全法
  - (2) シンガポールの個人情報保護法
  - (3) マレーシアの個人情報保護法
  - (4) インドネシアの電子システム上の個人情報保護規制
  - (5) タイの個人情報保護の法制度
6. 日本の改正個人情報保護法と取扱いのグローバル化
  - (1) 日本法の「匿名加工情報」「要配慮個人情報」の特徴とEU・米国との比較
  - (2) 海外法人に対し、日本法の域外適用があるケースとないケース
  - (3) 外国にある第三者への提供の制限(改正法24条)への対応
    - ・本人の同意の取得方法、基準に適合する体制の整備、自社がAPECのCBPR認証を受けるメリット
    - ・委託・事業承継・協同利用におけるトレーサビリティの確認・記録義務
    - ・データセンタやクラウドサービスを利用する際の24条の規制との関係
    - ・外国にある第三者への提供をめぐるEU・米国との交渉等の動向
  - (4) 日本本社と現地法人(EU・アジア各国)の間の情報のやりとりについての法的対応の実務

17:00